教　育　民　生　委　員　会　会　議　録

1　日　　時　令和４年３月 11 日（金曜日）
　　　　　　午前９時30分～午後０時04分

2　場　　所　委員会室

3　出席委員

杉山武志	委員長	田原義寛	副委員長
荒山光広	委員	三好睦子	委員
秋枝秀稔	委員	藤井敏通	委員
岡村　隆	委員	石井和幸	委員

4　欠席委員　な　し

5　委員外出席議員

竹岡昌治　議長

6　出席した事務局職員

石田淳司	議会事務局長	阿武泰貴	議会事務局係長
篠田真理	議会事務局主査		

7　説明のため出席した者の職氏名

波佐間　敏	副市長	中本喜弘	教育長
志賀雅彦	市民福祉部長	西田良平	建設農林部長
末岡竜夫	教育次長	八木下理香子	教育委員会事務局長
井上辰巳	市民福祉部次長	福田泰嗣	市民課長
古屋壮之	高齢福祉課長	中村壽志	農林課長
落合浩志	建設課長	千々松雅幸	生涯学習スポーツ推進課長

8　会議の次第は次のとおりである。

午前９時30分開会

○委員長（杉山武志君）　おはようございます。

本日は、東日本大震災が３月11日14時46分に発生しまして、11年が経過いたしました。この震災で犠牲になられた方々に黙祷をささげたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

黙祷――すみません、起立、黙祷。

〔一同起立、黙祷〕

○委員長（杉山武志君）　お直りください。着席お願いいたします。

これより、教育民生委員会を開会いたします。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案14件及び請願１件につきまして審査いたしますので、御協力をお願いいたします。

議長、報告等ございましたらお願いいたします。

○議長（竹岡昌治君）　特にございません。

○委員長（杉山武志君）　ありがとうございます。

それでは、早速、議案第４号令和３年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君）　議案第４号令和３年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について御説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,416万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ34億3,501万5,000円とするものであります。

初めに、歳出から御説明いたします。

12ページ、13ページを御覧ください。

１款総務費・１項総務管理費・１目一般管理費において86万5,000円を、２項徴収費・１目賦課徴収費において13万5,000円をそれぞれ減額しております。

これは、被保険者証等各種証明書及び賦課徴収に係る納税通知書等の印刷製本費について、これまで前年度に予算計上し印刷を行っておりましたが、令和４年度分より当該年度に作成することに見直すことから減額するものであります。

次に、３款国民健康保険事業費納付金・１項医療費納付金分・１目一般被保険者医療給付費分、及び４款保健事業費・２項・１目ともに特定健康診査等事業費において財源更正を行っております。

これは、県支出金及び国庫支出金の交付額の確定に伴い特定財源の充当、更正を行ったものであります。

次に、14ページ、15ページを御覧ください。

５款基金積立金において４万9,000円を減額しております。

これは、積立利息額の確定に伴い、積立額を変更するものであります。

次に、６款諸支出金・１項償還金及び還付加算金・５目保険給付費等交付金償還金において441万4,000円を追加しております。

これは、令和２年度以前の特別交付金等の精算により、県への返還が生じたものであります。

また、11目一般会計繰入金返還金において１万9,000円を追加しております。

これは、令和元年度国保被保険者負担軽減対策費助成金について修正が生じ、超過繰入額について返還するものであります。

最後に、歳入歳出の予算の調整により、７款予備費を1,078万円追加しております。

続きまして、歳入を御説明いたします。

８ページ、９ページを御覧ください。

３款県支出金・１項県補助金・１目保険給付費等交付金において354万3,000円を追加しております。

これは、各種特別交付金の交付額確定等によるもので、特別調整交付金分（市町村分）を、26万5,000円については新型コロナ感染症対策分で、令和３年度の国保税減免４件に対する交付金であり、交付率は10分の４であります。

次に、４款財産収入・１項財産運用収入・１目利子及び配当金を４万9,000円減額しております。

これは、積立利息額の確定に伴うものであります。

次に、５款繰入金・１項一般会計繰入金を754万1,000円追加しております。

これは、保険基盤安定繰入金について事業費の確定によるもの、また、職員給与費等繰入金については、さきに御説明しました印刷製本費の減額分であります。

次に、10ページ、11ページを御覧ください。

７款諸収入・２項雑入・１目一般被保険者第三者納付金を1,075万1,000円を、また、３目一般被保険者返納金38万6,000円をそれぞれ追加しております。

また、５目雑入は、保険給付費等返還金840万5,000円を減額しております。

最後に、８款国庫支出金・１項国庫補助金・６目災害臨時特例補助金を39万7,000円追加しております。

これは、先ほど県支出金で説明いたしました新型コロナウイルス感染症対応分で、国保税減免に対する国の補助金であり、交付率は10分の６になります。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君）　説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君）　何点かお尋ねいたします。

まず、10ページと11ページですけど、これで今説明がありましたが、被保険者第三者納付金、昨年はなかったように――ちょっと見たときにはなかったように思うんですけど、今年度出て――発生していますけれど、この理由についてお尋ねします。

また、その下の保険給付費返還償還金とありますけれど、これも15ページの保険給付費返還とは何か性格が違うような気がするんですが、どうなのでしょうか。お尋ねします。

○委員長（杉山武志君）　福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君）　ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

11ページの一番上になります一般被保険者第三者納付金についてでございます。

委員おっしゃるとおり、昨年度はございませんでした。

これ――この納付金でございますが、これは保険の給付事由が第三者の不法行為、例えば交通事故であるとかそういった、例えば食中毒であるとか、そういった民法で定められている不法行為というものでございますけれど、これによって、傷病等によってそれを保険を使って対応した。要は、本来保険で交通事故であれば相手方の加害者の保険で対応するものであるものを、いわゆる自分の国保の保険でやったと、給付を受けたということを、これを正しい形に戻すというようなものでございます。そういったものでございまして、今年でいいますと――すみません。これは令和２年度分でございますけど、これは３件ございます。

これは、やはり損害保険会社からとかの申出であるとか、一番いいのは、やはり御本人からの申出というのはあれですけど、なかなかこういったところの周知も、

なかなか御理解をしっかりしていかないといけないところでございます。

また、周知ができておらない部分もございますので、今回は保険会社の方からの――保険会社からの申請といいますか――によって手続を済ませてということで発生したものでございます。

続きまして、２番目、一般被保険者の返納金でございます。

これは、15ページの保険給付費と交付金償還金との性格が違うのではないかというところでしょうかね。

これにつきましては、保険給付費の対象で資格喪失をした後に保険証を使われたということが後になって発覚をしたと、それによって返還をしてもらう。要は、国保ではなくなった方が国保証の保険証を使って医療給付を受けるというような形ですね。そういったものを返還してもらうという作業――手続でございまして。

ですので、15ページの償還金といいますか、保険給付費等の交付金償還金には、これは該当するものでありますので、こちらで計上――歳出として計上していくということです。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君）　よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君）　何ページかな、災害臨時特例補助金、これはコロナで給付があった――補助金が出たということなんでしたが、これは申請が何件あったのか。また、対象になったのは何件あったのでしょうか。

また、この制度を知らなかったという方もあるのではないかと思うんですが、どうだったのでしょうか。周知の件――点とかはどうなのでしょうか。

○委員長（杉山武志君）　福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君）　ただいまの三好委員の御質問にお答えをいたします。

今言われたのは、11ページの災害臨時特例補助金のことと思いますが、それと関連しますのは９ページになります。９ページの一番上の中の真ん中、特別調整交付金分（市町村分）というのがございます。

先ほど説明いたしましたとおり、これは新型コロナウイルス感染症の関係で減免措置をした分というところでございますが、これで県の交付率が10分の４、国の交付率が10分の６というふうになっております。ですから、県と国を合わせて10分の10ほど交付されるというところでございますが、今年度の申出といいますか、申請

は４――４人――現在時点で４人ございます。

これ、制度上10月末での時点で一旦締めて、それでこういうふうに交付金が支払われるものですから、11月以降というのがまだございます。その場合は、後ほど精算ということなんですけど、今時点で言いますと４件ということになります。

お問合せにつきまして、相談については、同じく４件ございました。

以上です。

○委員長（杉山武志君）　三好委員。

○委員（三好睦子君）　まだ申請したらオッケーということですか。

○委員長（杉山武志君）　福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君）　はい、今年度末まで――来年度のまだ方針は出ておりませんが、今年度末までは御相談を受け、申請を進められるものは進めていきたいと思っております。

○委員長（杉山武志君）　三好委員。

○委員（三好睦子君）　たまたま今日は震災の記念――災害があった日なんですけれど、この災害臨時というのでふと思ったんですけど、今回コロナですけど、何か火事にあったとかそういったのは、ここではないということなんですけど、火事に遭われたような方の減免とかいうのはあると思うんですけれど、それは――それも申請をしないと駄目なんですか。その納付期限が切れたらもう駄目なんでしょうか。

○委員長（杉山武志君）　火災による減免はありますよね。市民課長、お答えできますか。福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君）　納付期限がといいますか、このコロナに関しては３月末までというところでございますので、火災と災害については、またそういった期限というのはございませんので、それごと申請していただければということになります。

以上です。

○委員長（杉山武志君）　波佐間副市長。

○副市長（波佐間　敏君）　市の市税とかも含めて、天災――火災を含む天災等につきまして、そういう特段の事情が発生した場合には、減免の対象となると考えております。

税でいえば――市民税とかでいえば、発生した直後からも急激な所得の減少とか、

そういうものも考えられますけれど、そういう天災等の発生により被災された方については減免対象になるというふうに基本的にはあると思います。条例にもきちっとうたわれているというものがあります。

○委員長（杉山武志君）　三好委員。

○委員（三好睦子君）　すみません、たびたび。

９ページなんですけど、９ページの――先ほど説明がちょっとありましたけれど、保険者の努力――一番上ですね。努力支援分が330万円あるのですけれど、これ前年度を見ましたら、前年度は170万円で百六――約160万円ぐらい増えていますけれど、この努力――努力というのがちょっと怪しいんですけれど、私の調べた限りでは、保険の入れるのに――一般会計から入れるのに、普通、法定外と法定内繰入れとがあり――あって、法定外を使ったときは支援金は少ないよというように解釈をしたんですけれど、昨年より増えているのは――その理由をお尋ねします。

○委員長（杉山武志君）　議長。

○議長（竹岡昌治君）　当初にお願いしようと思ったんですが、「はい」じゃなくて、「委員長」と言って手を挙げていただきたいと思います。分かりませんので。よろしくお願いします。

○委員長（杉山武志君）　福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君）　ただいまの三好委員の御質問にお答えをいたします。

保険者努力支援交付金でございます。

これは、健康維持、延伸という観点から各自治体が保健事業ですね、健康を増進しましょうとか、そういった事業を進める。また、市民の方とかの意識の向上とか、そういったものを図る事業を展開する上で、それに対してインセンティブという形で与えられるというような事業でございます。

今言われた法定外、法定内どうこうという、ペナルティがどうこうということは、ちょっとこちらのほうでは確認をしておりませんので、そういった法定外を活用したから減るとかいったことは、ちょっとそういった理解をしておりません。

で、この交付金なんですけど、毎年基準というものをいろいろ見直しまして、一定のものでずっととなっているものでございませんし、予算がございまして、その予算内の中で配分という形になりますので、例えば、同じ事業やったとしても、その配分内でということになったりとかしますので、去年よりなぜ上がったかという

ことに関しての詳細につきましても、ちょっと明確にはこちらでも把握していないというところでございます。

回答になっておるかどうか分かりません。そういった、例えば特定健診とか――当然特定健診はどこもやっているかと思うんですけど、その中の内容であるとか、例えば、ジェネリック医薬品の利用の差額の通知であるとか、ジェネリック医薬品でいいますと、美祢市は国保連の調査によりますと、県――県の平均が79.１％なんですけど、84.6％と常にトップ。

こういった、かなり――いわゆる市民の方が意識をしてそういったことをしていただく。また、市としてもそういった働きかけをするという、そういったことに、例えばインセンティブがあるとかそういったものですね。

また、水中運動教室とか温水プールなんかでやっておりますけど、そういった中で健康維持をする。これは、市独自の事業でございますけど、そういったものでいろいろ加味をされて、毎年配分をされるというのでございます。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君）　そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君）　御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第４号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第６号令和３年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。井上市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（井上辰巳君）　議案第６号令和３年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第２号）について御説明させていただきます。

これは、令和３年度末をもって美祢市住宅資金貸付事業の貸付原資の償還が終了

することに伴い、例年でありますと、新年度に入りまして出納閉鎖までの間に繰上充用の措置をいたしまして決算をしておるところでございますが、このたびは、住宅資金特別会計を廃止するということになりますので、前年度繰上充用金の特定財源であります住宅資金貸付金元利収入を2,481万6,000円減額する一方で、一般会計繰入金を同額追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,609万4,000円として精算するものであります。

今回の補正で、一般会計から繰入れをすることで特別会計を廃止にする予定でございますが、住宅資金償還金の滞納についてはまだ残っております。

これについては、新年度以降一般会計におきまして、住宅資金償還金といたしいた――として徴収を継続してまいる予定でございます。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君）　説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君）　説明聞きながらふと思ったんですけど、この一般会計に入れば科目というのは、今の住宅資金――このままの科目なんでしょうかね。

○委員長（杉山武志君）　井上市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（井上辰巳君）　ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

一般会計におきまして、人権対策費の中にこの住宅資金償還金という名目をつくりまして、そちらのほうで徴収を続けてまいります。

以上です。

○委員長（杉山武志君）　三好委員。

○委員（三好睦子君）　ありがとうございます。

ちょっと担当――課は総務課なんですか。それともどこの課になるんでしょうか。

○委員長（杉山武志君）　井上市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（井上辰巳君）　ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

今後徴収を継続していきますのは、地域福祉課が担当として行うことになっております。

以上です。

○委員長（杉山武志君）　そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君）　御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第６号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第７号令和３年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君）　それでは、議案第７号令和３年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について御説明いたします。

補正予算書の１ページを御覧いただければと思います。

このたびの補正につきましては、決算見込みに基づきまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,076万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億9,771万8,000円とするものでございます。

まず、歳出から御説明いたします。

12ページ、13ページを御覧いただければと思います。

まず、１款総務費・１項総務管理費・１目一般管理費におきまして、介護保険制度改正に伴う電算システム改修委託料を77万円減額しております。

これは、制度改正に伴うシステム改修の内容等を精査したところ、業務予定量が見直された結果として、事業量――事業費の減額を行うものでございます。

なお、その財源として国庫補助金を充当しておりますが、これも事業量の減少に伴い38万5,000円を減額することとしております。

次に、３項介護認定審査会費・２目認定調査等費では、認定審査の際に必要となります主治医意見書作成に係る手数料、これを190万3,000円減額しております。

これは、介護保険制度発足以降、認定有効期間の段階的な延長が行われることが影響しており、意見書作成件数の減少となっておるものでございます。

次に、12ページから17ページに、２款保険給付費・１項介護サービス等諸費から

３項その他諸費、また、６項特定入所者介護サービス等費につきましては、これまでの実績に基づき事業見込額を推計し、過不足について追加または減額――減額をしております。

次に、16ページ、17ページになりますけれども、３款地域支援事業費・３項包括的支援事業・任意事業費において――おきまして、会計年度任用職員の雇用形態の変更、これはフルタイムからパートタイムに変更するものですが、これに伴います職員手当を31万9,000円追加しております。

なお、歳入につきましては、１款保険料について調定見込に応じ1,442万7,000円を増額するとともに、これまで歳出で御説明いたしました保険給付費等の事業費の変更に伴い、それぞれの負担割合等に基づき、国や県の支出金、支払基金交付金、また市の負担である一般会計繰入金等も財源調整を行っております。

説明は以上でございます。

○委員長（杉山武志君）　説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君）　お尋ねします。

このコロナの実績に基づき減ということなんですけれど、少なからずこれ令和２年度ですけれど……（発言する者あり）いや３年、すみません。コロナの影響が多少――少なからずあると思うんですけれど、そういったこともでき――出てきているから、この実績の数字が減っているんでしょうか。利用者が少なかったっていうか、例えばですね、地域密着型とかいうのもこの理由が――理由じゃなかった、すみません、コロナが影響しているんでしょうか。

○委員長（杉山武志君）　古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君）　ただいまの三好委員の御質問にお答えしたいと思います。

確かに、新型コロナ流行以降、少なからずとも介護保険サービスの体制に影響を与えておるとは感じております。

給付費の主な見直しの要因としましては、どちらかといえば、要介護度の低い方、いわゆる要支援１、２の方、これに係るショートステイだとか、ケアハウスへの入所だとか、そういったところは増加傾向にあります。

しかしながら、要介護１以上の方に関するサービス利用が若干低下しておる、こ

ういう状況にあります。

令和３年度におきましては、令和２年度以降、市内・市外、または県外との移動の制限等もございましたし、そういった影響もありましたが、令和３年度におきましては、事業――介護保険――介護サービス事業所等での感染者の発生等も少なからずともお聞きしております。そういったことが発生した場合は、濃厚接触者の特定、また、その方々の陰性の確認という作業が必要になりますので、その間、若干事業サービス提供を停止されることもあったというふうにお聞きしております。そういったところも少なからず――少なからず影響しておるというふうには感じております。

以上です。

○委員長（杉山武志君）　よろしいですか。そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君）　御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第７号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第８号令和３年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君）　議案第８号令和３年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について御説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ399万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ４億8,871万2,000円とするものであります。

初めに、歳出について御説明をいたします。

10ページ、11ページを御覧ください。

２款・１項・１目ともに後期高齢者医療広域連合納付金において、保険基盤安定

負担金を399万円減額するものです。

これは、保険料の均等割軽減措置に対する公費負担分である保険基盤安定化対策費について、県の負担金の額が決定したことによるものであります。

歳入につきましては、８ページ、９ページになりますが、３款繰入金・１項一般会計繰入金・２目保険基盤安定繰入金を同額の399万円減額するものであります。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君）　説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君）　御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第８号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号美祢市特別会計条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。井上市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（井上辰巳君）　議案第23号美祢市特別会計条例の一部改正について御説明申し上げます。

これは、令和３年度末をもって美祢市住宅資金貸付事業の貸付原資の償還が終了することに伴い、美祢市住宅資金特別会計を廃止するため、美祢市特別会計条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表を御覧ください。

第１条中第３号住宅資金貸付事業特別会計住宅資金貸付事業を削り、第４号を第３号に、第５号を第４号とするものでございます。

なお、この条例は、令和４年４月１日から施行するものとし、経過措置としまして、令和３年度の収入及び支出並びに同年度の決算については、なお、従前の例に

よるものといたします。

新年度におきまして、県からの交付金等が入る予定でございます出納閉鎖までは、特別会計を置いておくということで進めるものでございます。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君）　説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君）　御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第23号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号美祢市地域共生基金条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。井上市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（井上辰巳君）　議案第25号美祢市地域共生基金条例の制定について御説明申し上げます。

子どもや高齢者、障害者など全ての市民が健康で生きがいを持ち安心して生活することができる社会、いわゆる地域共生社会の構築に向け、現行のすこやか子育て基金と地域福祉基金を統合させ、市民の健康福祉の増進を図り地域福祉の充実に資するため、統合した基金を計画的に運用することができるように、地域共生基金条例を制定するものであります。

この条例は、令和４年４月１日から施行するものとしまして、併せて美祢市地域福祉基金条例及び美祢市すこやか子育て基金条例は廃止といたします。

また、この経過措置といたしまして、現行の廃止する条例に設置されています基金につきましては、美祢市地域共生基金に統合されるものとする――する予定でございます。

基金の額でございますが、美祢市すこやか子育て基金は、令和２年度末で約6,500万円、地域福祉基金は同じく令和２年度末で約２億8,000万円、合わせて約３億4,500万円となる予定でございます。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君）　説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君）　御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第25号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君）全員異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。千々松生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（千々松雅幸君）　続きまして、議案第26号美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明します。

まず、美祢市民プールにつきましては、市民の健康増進と体育の振興を目的に昭和37年に完成し、翌年に開催された山口国体の水泳——水球会場にもなった施設であり、平成16年７月にリニューアルし現在に至っております。

類似の施設として、平成５年に美祢市温水プールが完成し、年間を通して水泳に親しむことができるようになったこともあり、また少子化や猛暑等の影響もあり、市民プールの利用者が現行——減少傾向にあります。平成21年は1,770人、１日平均44人の利用がありましたが、令和元年は350人、１日平均12人の利用となっております。

また、市民プールの利用者の多くは大嶺小学校の児童であり、大嶺小学校ではプ

ール開放もコロナ禍前までは実施いたしております。このことから、本年３月末をもって廃止することとしたものであります。

なお、美祢市民プールはこれまでも大嶺中学校の水泳の事業として利用してまいりましたが、美祢市民プール廃止後においても――おいては、大嶺中学校のプールとして利用することとしております。

次に、秋吉みどりの広場につきましては、住民の定住と健康の維持増進を図るため昭和57年に完成したものであります。

同様にナイター設備を持つ秋芳北部総合運動公園が平成10年に完成したこともあり、また、秋芳南中学校のサッカー部がなくなったことにより、平成25年度からは利用者がなく、本年３月をもって廃止することとしたものであります。

次に、美祢市秋芳体育館につきましては、住民の一般の体育レクリエーション、その他健康で文化的な各種行事並びに集会の用に供するため昭和45年に完成した施設です。新しい秋芳総合支所が秋芳体育館の解体跡地に整備されることとなっており、来年度解体工事を行うこととしております。ついては、本年８月末をもって廃止することとしたものであります。

これらのことに伴い、所要の改正を行うものであります。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君）　説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君）　２ページなんですけど――新旧対照表のところ、２ページで、夜間照明の１時間に570円とありますけど、この以前、何か合併当時に地域差があって、すごく大きな差があったので是正されたことを覚えているんですけれど、今ちょっと資料持っていないんですけど、この570円というのは市内みんな統一されているんでしょうか。

○委員長（杉山武志君）　今、資料をお持ちですか。千々松生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（千々松雅幸君）　三好委員の御質問にお答えいたします。

今、体育施設、夜間照明施設のほかの施設の利用料金についての資料をちょっと持ち合わせておりませんので、少し確認のためのちょっとお時間いただければと思

います。

○委員長（杉山武志君）　今からされるんですか。また別にお知らせするんじゃなくていい、お時間をいただきたいということでしたら、今から休憩をしてということでよろしいですか。（発言する者あり）後ほど休憩を取りますので、そのときに調べておいていただきたいと思います。

そのほか質疑はございませんか。田原副委員長。

○副委員長（田原義寛君）　すみません。私もちょっと夜間照明の料金についてですけど、休憩中にというお話は今出ましたけど、休憩中にこれはもう金額だけ調べて、それでもう審議は終了ということなんでしょうか。

○委員長（杉山武志君）　このたびは、市民プールと秋吉みどりの広場と体育館――秋芳体育館と、その項目について条例の一部改正をするという議案でありますので、夜間照明が統一――市内統一なっているかどうかというのは、また附属する質問として時間後にお話をいただければと思います。田原副委員長。

○副委員長（田原義寛君）　私が聞きたいのは、この金額に関してどうなのかというところが審議の内容に入っているかと思うんですけど……

○委員長（杉山武志君）　入ってない。よろしいですか。千々松生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（千々松雅幸君）　三好委員の先ほどの夜間照明施設の使用料についてであります。

こちらも体育施設及び管理に関する条例に使用料規定がされておりまして、大嶺小、それから多目的――豊田前の多目的広場等570円――１時間当たり570円ということで統一がなされております。

以上になります。

○委員長（杉山武志君）　よろしいですか。そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君）　御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第26号を採決いたします。本案について、原案のとおり

決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号美祢市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君）　議案第27号美祢市国民健康保険税条例の一部改正について御説明をいたします。

このたびの改正は、国民健康保険事業の適正な財政運営を図るため、財政運営の責任主体である山口県により算定・提示されました標準保険料率、仮係数時点でございますが、これを参考に保険税率等の見直しを行うため、所要の改正を行うものであります。

国民健康保険税は、医療費の財源となります基礎課税額、また後期高齢者医療制度を支えるための財源となります後期高齢者支援金等課税額、介護保険制度を支えるための財源となります――なり、40歳から64歳までの介護保険加入者に課税されます介護納付金課税額、この３つで構成をされております。

さらに、それぞれの課税額は、課税所得に応じて計算される所得割、１人当たりに係る均等割、１世帯当たりに係る平等割の３つで構成をされております。

それでは、議案の３ページからの新旧対照表により御説明をいたします。

第３条、第４条、第５条は、基礎課税額に関する条例に――条項になります。

第３条所得割額の算定に用いる税率100分の「7.7」を100分の「6.2」に、第４条均等割額「３万1,800円」を「２万7,200円」に、第５条平等割額「２万1,600円」を「１万7,200円」に改めております。

次に、４ページを御覧ください。

第６条、第７条、第７条の２は、後期高齢者支援金等課税額に関する条項になります。

第６条所得割額の算定に用いる税率100分の「2.6」を100分の「2.5」に、第７条均等割額「１万600円」を「１万800円」に、第７条の２平等割額「7,200円」を「6,800円」に改めております。

次に、第９条介護納付金課税額の条項では、均等割額「9,600円」を「9,800円」

に改めております。

次に、第23条は国――国保税の減額に関する条項であります。

均等割額及び平等割額に対する軽減措置について７割、５割、２割の軽減割合に応じた額に改定するものであります。

第１号４ページから６ページにかけましては７割軽減に関するもの。

続いて、第２号６ページから７ページにかけては５割軽減に関するもの。

続いて、第３号７ページから８ページにかけては２割軽減に関するもので、それぞれ減額する額について改めております。

続いて、同じく８ページ同条第２項・第１号及び第２号は、さきの12月議会において御承認いただきました未就学児の均等割の減額に関するものでございます。軽減割合に応じて２分の１の額に改めるものであります。

最後に、附則として施行期日、この条例は、令和４年４月１日から施行するものであり、９ページになりますが適用区分。このたびの改正は令和４年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和３年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしております。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君）　説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君）　今、説明をしていただきましたけれども、逆にもし何ですか、こちら側に――審議する側に仮に座って今この説明を聞いて、我々これがいいか悪いかの判断をせんといかんということになったときに、どうやって判断するんでしょうかね。

というのが、正直この１ページ目の、あるいは２ページ目のこの説明対比表、これを見て本当、例えばこの数字が何でこう変わったかとかいうところも、はっきりこれだけじゃ全く判断できませんよね。そういう意味で何ていうか、条例あるいはそれの一部改正ということでどうなるという結果はこれで結構なんですけれども、これを説明するにあたって、もう少し誰――普通の人が見ても分かるような、そういう説明の仕方っていうのはできないものでしょうか。

例えば、数字が変わっているんですけども、なぜこういう数字が出てきたのか、あるいはこの結果――トータルとして、例えば保険料負担が増えるのか減るのかと

か、何かそういうやっぱりもう少し親切な説明をお願いできんかなあというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（杉山武志君）　志賀市民福祉部長。

○市民福祉部長（志賀雅彦君）　藤井委員の御質問のほうにお答えをいたします。

確かに文書で条例を説明しても分かりにくいところが多いかと思いますので、簡単な改正後、改正前のそれぞれの税率等を示したものと、この階層の人はこういった最終的に保険料になるというような例示を示させていただけたらと思いますが、ちょっと時間をいただくようになるかとは思いますが。

○委員長（杉山武志君）　それは、休憩を挟めばできることですか。

○市民福祉部長（志賀雅彦君）　はい、それは。

○委員長（杉山武志君）　では、１時間経ちまして換気の――換気も必要となろうと思います。ここで、10分程度休憩を取りたいと思います。よろしくお願いします。

午前10時29分休憩

午前10時44分再開

○委員長（杉山武志君）　休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

志賀市民福祉部長。

○市民福祉部長（志賀雅彦君）　ただいまタブレットのほうに資料を配付させていただいております。この数字につきましては、個人の方のいろいろな所得状況等ありますので、いろいろな条件がありますので、この数字のとおりにはいかない――この数字のとおり同じ階層で、同じ条件であればこの数字になりますが、前年との所得要件等いろいろなものがありますので、そこによっては変動があるという資料になりますので、その点は御理解をいただけたらと思います。

それでは、市民課長のほうから御説明をさせていただきます。

○委員長（杉山武志君）　福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君）　ただいま配付しましたものは、国民健康保険運営協議会というもので、こういった国民健康保険の運営については議論いただくわけでございますけど、３年12月に行いました運営協議会の資料から抜粋をしたものでございます。国民健康保険税に関する税率等の改定についてということで出しております。

まず、枠内でございます。山口県の国民健康保険運営方針ということで一部抜粋

をしておるところです。

第３章保険料、保険税の標準的な算定方法として、将来的な保険料水準の統一に関する考え方として、国民健康保険を健全に運営する上で、保険料負担の平準化を図ることが重要ですが、医療サービスの水準に地域格差がある場合には、受けられる医療サービスに見合わない保険料負担とならないように排除することも求められる。このため市町村間で、医療水準、医療費の水準に差がある都道府県では、納付金の算定の際に、各市町村の医療水準を反映させることが考えられるというところがございます。

こういった経緯がございまして、これまでも説明をしておりますが、標準保険料率というのを毎年県がお示しをされます。それに基づいて、市町は――その標準保険料率というのは、まずこれだけ、これは県単位ですけど、事業がこれだけお金が必要ですよというものを示されて、そこから、では保険料はどのぐらいを考えていくというものの基準といいますか、今はまだ県の統一がされておりませんので、自治体のある程度の事情を加味しながら、例えば美祢市であればこのぐらいの額が今年度は妥当ではないのでしょうかとかいうような、参考資料としてお渡しいただけるものでございます。

ですので、その数字というのは、本来は公開しない、もう内部資料として取り扱ってくださいというところでございます。そういったものを参考にしながら、どこの自治体も毎年見直すか、見直さないかというのは、市、自治体のそれぞれの判断に委ねられている状況でございます。

次のページ――その下ですね、３方式というのは、先ほど説明いたしました応能割で、所得割というところがございます。応益割で、均等割、平等割ということがございます。

山口県は、今このやり方、この３方式というやり方で、ある程度その配分をしましょうという考えの中で進んでおります。

基本的には、応能割、応益割が50対50ぐらいの割合の中、最初に保険料はどのぐらい集めたいですよねというのがあって、それをさらにその２つに分ける部分50対50ぐらいでバランスを取りましょう。

現実は、実はですね、所得のほうが若干多いわけでございますけど、50対50を目指してというところでございます。

さらに均等割、平等割でいいますと、これ、大体７対３ぐらいの均等割を１人にかかるのが７割、世帯にかかるのが３割というぐらいのイメージで計算をされているわけでございます。

その次のページになりますね。まず、現行という形でこういうふうになっております。現行は、今これで進んでおるわけでございます。

その下に、今回の改正案というものが書いてあります。基本的には下がる形でなっております。

これはなぜかといいますと、本来医療費というものは、今後ある程度一定水準を保つであろう。もしくは状況において上がる可能性もあるというような考え、県の考えはその考えの下に計算をされます。

ただ、それだけで計算をしてしまいますと、やはり保険料というのはどんどん上がっていくというのはもう目に見えているところでございますが、そこをいかに抑えていくかというものは、自治体であったり、県、国が公費を投入してそこをある程度抑えていきましょうという考えも基にあります。

ですから、この出された数字、改正案として出した数字は、そのときに示された美祢市、もしくは県単位では、大体このぐらいの数字が妥当ではないかというようなもの、この詳細については、実はどういった形で計算をした、どういった係数を掛けたとかいうものはございませんけど、これを参考に各自治体でということが進められているわけでございまして――改正案というものにありますとおり、こういった形で、１円単位まで実はあるんですけど、それを丸めた数字で計算をしてまいりました。それで、一番下に、現行と改正案の差ということで出ております。

先ほど言いました医療分、支援金分、介護分というのがございます。医療分というのがいわゆる医療にかかると、お金が中心ですから、ここが一番大きくなるところ、変動があるところでございますが、下に、県が出したものというものとそれを比較して、大体それに合うような額をしております。

支援金分は先ほど言いましたとおり、後期高齢者医療制度、これを運営するために、ある程度ここで徴収したものをその制度に充てるというものでございますので、こういった形。ですから、一部、均等割という部分が上がっておりますが、これは今後、後期高齢者医療が団塊の世代が移行しておりますので、ある程度負担が大きくなるといいますか、医療費が膨らむということを前提に、この辺が上がったもの

ではないかというふうに思っております。
併せて、下の介護分でございますが、これも同じく若干上がっております。これもそういった意味で、やはり介護保険が今からある程度上がっていくのではないかという見通しでの上げであろうかと思います。
そういった中で計算をしまして、次のページになります。
現行、これは先ほど言いました50対50という考えの中でございます。実際、これで計算をしますと、実はこういう感じになってまいります。かなり何ていいますか、応益割、実際には応能割が低くなっております。
それはなぜかといいますと、美祢市の場合は所得の少ない方がかなり多い、それと、そこにウエイトを持っていきますと、やはりその確保すべき保険税というものが確保できませんので、その分、ある程度均等割であったり、平等割のほうにある程度は御負担いただかないとというところでございます
そして、その一番下にありますけど、被保険者の１人当たりということになります。これで計算をいたしますと、大体改正をいたしますと１万1,000円程度下がるということになろうかと思います。
それで、次のページはモデルケースがございまして、それぞれいろんな形でモデルケースをここに書いております。
先ほど部長からもありましたとおり、やはりこれは、基本的には試算結果として、現年度――令和３年度の今の状況に単純に当てはめて計算をしたというものでございますので、今後、今確定申告ございますので、これで所得が確定して、またいろいろその家庭の構成が変わったりとかしていろんな変更する要因がございますので、この数字が独り歩きをしますとですね、なかなか窓口等に来られて――例えば今、１万1,000円程度下がりますと申しましたけど、１万1,000円下がるんじゃなかったのかというようなこともございますので、なかなかこういったところはですね、はっきりと申し上げにくいところではございますが、あくまで参考数値として見ていただけたらというふうに思います。
雑駁ではございますが、説明とさせていただきます。
○委員長（杉山武志君）　藤井委員。
○委員（藤井敏通君）　どうもありがとうございました。全体像というか――がこの資料である程度把握できました。

１点、保険料については、給付っていうか、対象者は今後高齢化で多くなる。実際に保険料を支払うほうは、正直人口も減ってくる。したがって、イメージとしては、保険料っていうのは、基本的に上がるんではないかなっていうイメージが実は、私自身はあるんですよ。

ところが今回、このように押しなべて保険料が減ってますけれども、この理由っていうのは、先ほど課長がおっしゃったんですけども、かなり国からの補填というのが入ってるということなんでしょうか。

○委員長（杉山武志君）　福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君）　ただいまの藤井委員の御質問にお答えいたします。

委員おっしゃるとおり、今後国保については、被保険者数というのはどんどん減っていくようになります。特に、これから団塊の世代の方が全部後期高齢者に移動しますので、例えば美祢市でいいますと、これから５年間団塊の世代に移ってる方、単純に今の人口分布で言いますと、毎年550人程度の方がちょっと移行されていきます。それまでは300人から400人弱というところでございました。そういったものがこれから団塊の世代を超えて、もう少し美祢市の場合は続いていきます。単純に言えば、それだけ後期高齢者医療のほうにやってた入って行く。その分、国保のほうは減っていくわけでございますけど。

これは今国の政策として、国保――社会保険に入りやすい環境を整えているとか、そういった形で、ある程度分散という国の動き等も考えられているところではございますが、そういった背景がございまして、実際は保険料というのは、単純に考えれば上がっていく傾向にある。

そして、医療費につきましては、以前から申しましておりますし、県も国の考え方としましては、医療の高度化等が進みまして、医療費については、ある程度一定もしくは被保険者が減っても、ある程度増えていくのではないかというような見通しを立てております。

そういったところでは、やはり国からの公費を使って――国だけではなく県、そして、ある程度部分的には、やはり市のということになります。

例えば、今減免措置――減額措置というのがございます。７割、５割、２割とかそういった部分の減額された分はどうしているかというと、ただそれはマイナスではなくて、その分を国が２分の１、県が４分の１、市も４分の１という、そういっ

た公費負担というところでございますね。そういったものがあって初めて保険税の全体、必要なあるべき保険――保険税の確保をするというもので、これで制度が成り立っているものでございます

ですので、ある程度やはり公費からの投入というものは、現在も既にそうなんですけど、ある程度増えていくというような傾向にあろうかと思います。

ただし、今このたび、このようにある程度下げていたわけでございますが、これは標準保険料率が県から示されて、ある程度これに沿ってという基本的な考えを、新制度になりました平成30年から美祢市は取っておりますけど、美祢市はこれまでの基金等の蓄えもございますんで、こういったところも活用しながら、適正にそういったこれまでの蓄えを使いながら、市は独自で財源を充当して、保険税を抑えていこうという考えの下、このたび保険税を下げるというような改正を御提案したものでございます。

長々となりましたが、以上です。

○委員長（杉山武志君）　その前に健康保険税でありますので、保険料ではありません。健康保険税ですから。藤井委員。

○委員（藤井敏通君）　もう１点、すみません。

この説明資料の一番最初のところに、山口県国民健康保険運営方針のところにですね、一応、今現在が６か年が対象で、その中間年である３年４月に見直しを行われたとありますね。

で、今回の見直しで、今後３年間は、一応基本的にはこれでいくのか。それとも、毎年毎年またやっぱり見直しをされるのか。その辺はどうなってますでしょうか。

○委員長（杉山武志君）　福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君）　ただいまの藤井委員の御質問にお答えをいたします。

見直しといいますか、この標準保険料率というのは毎年御提示されるものでございますので、見直しというか、参考資料として市が――県がつくって各市町に提示するものでございますので、見直しを最終的に、今時点は判断するのは自治体に委ねられておるというところでございます。

今、６年間が対象期間というふうになっております。ここをちょっと補足をしておきますと、新制度、平成30年になりまして、６年間の県の県単位の運営方針というものが示されております。

その中で、ちょうど中間になります令和３年度、今年ですが、今年度ですね、これで見直されておりまして、大きく変わった点は、将来的な保険料水準の統一についてというところがございまして、当初、平成30年度に出した方針では、当分の間は保険料水準は統一しないと明記されてございました。それが、このたびの令和３年度の運営方針の中間改正、中間年の場合は具体的な議論を進めるというふうに修正がかかっております。全国でも、今第一期の運営方針６年ですけど、その次、二期運営方針がございます。これに向けて、全国の都道府県は18都道府県、この二期の間に統一を進めるんだというような運営を――方針を明確に出してます。

この周りで言いますと、中国地方では広島県が出しておりますが、まだ山口県は、これから具体的な議論が進みまして、自治体と県と併せて議論が進みまして、いつ統一に向けて進むかという話が具体的にこれから進むように今なっておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君）　そのほか質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君）　今のに関連する――この資料に関連するんですけれど、先ほどの８ページ、この資料じゃなくて議案の８ページなんですけど、８ページの下の段なんですけれど、これですけど、未就学児童――それぞれ未就学児１人において、次のように定める金額がとありますが、これについては、今の説明の中にはなかったように思うんですけど、この金額についてはどのように計算されたのでしょうか、お尋ねします。

○委員長（杉山武志君）　福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君）　ただいまの三好委員の御質問にお答えします。

この未就学児の減額につきましては御承知のとおり、均等割の２分の１というふうになっております。

その基になりますのは、やはり今回の改正で、ページで言いますと３ページにあります均等割の部分２万7,200円、これが基本になっておりますので、これから７割、５割、２割という減額措置がございますけど、それにさらに２分の１、お子さんに対しては――未就学に対しては、それに、さらに２分の１となるような形で条例は構成をされておるところでございます。

ですから、あくまでも基本は、先ほど改正で説明しましたその額を基に、こうい

った形で数字が条例に記載されております。

以上です。

〇委員長（杉山武志君）　そのほか質疑はございませんか。秋枝委員。

〇委員（秋枝秀稔君）　統一というふうに、県下統一、いつ頃できるかなというふうに思っておりましたけどですね。これを阻む要因っていうのは何があるんでしょうか。統一阻む要因っていうのは、

〇委員長（杉山武志君）　福田市民課長。

〇市民課長（福田泰嗣君）　ただいまの秋枝委員の御質問にお答えをいたします。

これ全国的に動きがありまして、平成30年から新制度となりました。そのときに県の調べによりますと、やはり医療費の差――１人当たりの医療費の差というのが、高いところと低いところでは1.3倍から４倍あると言われております。そういったところを是正していくというところはかなり大きいのではないかというふうに考えております。

したがいまして、この国保事業の中には、保健事業といいまして、先ほど言いました健康を延伸する健康増進、市民の方の意識を変えていくというような事業に取り組む、それに対して、インセンティブというところは保険者努力支援事業ということで、交付金が先ほどのお話にありました。

そういった形で、一方で医療費を抑えるような取組をどんどんしていきましょうということと合わせながら、そういう中で、毎年自治体の差というものを埋めていくというような作業が行われます。

そういった中で、どこかで、いやそろそろ医療費――保険料の統一を図りましょうというような議論がこの年を目指してやりましょう。そのために医療費を抑制しましょうね、頑張りましょうねというような形が取られて進行しているような状況です。

以上です。

〇委員長（杉山武志君）　藤井委員。

〇委員（藤井敏通君）　1.3倍の格差があるというお話ですけれども、正直美祢市は、山口県の中で、どんな位置にあるんでしょうか。この1.3の格差のうちですね。安いほうなのか高いほうなのか、その辺はどうなんですか。

〇委員長（杉山武志君）　福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君）　藤井委員の御質問にお答えいたします。

県の調べによりますと、高い上位のほうに入っておるような状況でございます。

○委員長（杉山武志君）　よろしいですか。そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君）　御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第27号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号美祢市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について及び議案第29号美祢市営土地改良事業の分担金賦課徴収条例の一部改正については関連がありますので、会議規則第88条の規定に基づき一括議題といたします。執行部より説明を求めます。中村農林課長。

○農林課長（中村壽志君）　それでは、議案第28号美祢市県営土地改良事業分担金徴収条例、及び議案第29号美祢市営土地改良事業の分担金賦課徴収条例の一部改正についてであります。この２つの議案につきましては、改正の内容が同じであるため、一括して御説明させていただきます。

国においては、農業用ため池の管理及び保全に関する法律、平成31年法律第17号及び防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法、令和２年法律第56号を制定し、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進を図るための支援を行っております。

なお、防災重点農業用ため池とは、農業用ため池であって、その決壊による水害、その他の災害により、周辺の区域に被害を及ぼす恐れがあるため池を指しております。

こうした国の動き、財政支援の後押しを受け、１日も早く迅速に防災工事等が進むよう本議会において、地元分担金、負担割合を改正することにつきまして、議会

の承認をお願いするものであります。

本法律は、平成30年７月豪雨において、広島県でのため池決壊による人的被害を受けたことを契機に制定されたものであり、農業用ため池の管理及び保全に関する法律では、県や市町に地域住民の安全・安心確保の対応を委ね、時限立法であります防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法では、計画的、効率的な防災工事等を促進することを目的とされ、法律に即し、県は一昨年、ため池整備推進計画を策定したところであります。

こうしたことから、市といたしましても想定外、異常な豪雨が頻繁に見られる中、決壊により人的被害を及ぼす恐れのあるため池の改修につきましては、スピード感を持った対応をしていく必要があります。

しかしながら、ため池をめぐる環境も変わり、関係戸数の減少や事業費規模が大きくなったことによる負担金の増加により、地元負担の合意形成ができず、改修事業が進捗しない現状にあります。

このため、国の法律制定や県の推進計画が策定される中、他市等に遅れを取らないよう早期に改修工事を実施し、下流域の住民の安全・安心な生活を確保し、尊い命を未然に守っていくために地元負担割合の軽減を行うものであります。

また、これに伴う財源につきましては、地方交付税措置の拡充があり、本市への影響はほとんどないと見込まれているところであります。

改正内容は、県が定めた危険ため池整備事業に係る地元分担金負担割合を100分の２から100分の１、また規則で別に定める場合は分担金を徴収しないとするものであります。

分担金を徴収しない場合につきましては、危険ため池の廃止工事、または危険ため池の決壊を防止するための改修工事を想定しております。

なお、この条例は、令和４年４月１日から施行するものであります。

以上の説明のとおり、地元負担割合の軽減につきまして、市議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君）　説明が終わりました。本２議案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君）　農業者もだんだん少なくなって、本当、負担金が出ないとい

う状況が多々あると思います。大変ですね、負担金を半分にされたという大変いいことだと思います。ついでにゼロっていうことはまず無理なんでしょうか。

○委員長（杉山武志君）　中村農林課長。

○農林課長（中村壽志君）　ただいまの秋枝委員の御質問にお答えいたします。

負担金についてのパーセント割合についてでございます。

先ほど申し上げましたように、この改正――軽減改正は、危険ため池の指定がまずは必要というところでございまして、その指定基準には、堤体の老朽化や断面不足、取水施設の老朽化、余水吐の老朽化や断面不足といったところに不備なり、危険な状態がある場合のため池についてのこのたびの軽減策というところでございます。

そもそもこの軽減策については、決壊の恐れがあるため池といったところが０％、しかしながら、危険度の中には、取水施設が危ないんだといったような部分的な危険性がある部分に関しては１％取るということで、全体的に危険度が増しているものは０％になるといったような切り分けをさせていただいておるところであります。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君）　そのほか質疑はございませんか。田原副委員長。

○副委員長（田原義寛君）　先ほどおっしゃられた廃止工事ですね、あるいはもう使われない中で、０％で改修工事ということもおっしゃられたかと思うんですが、その中身、どのような廃止工事されるか。あるいは改修工事をされるかって中身について、また何か資料があれば、ちょっと見せていただけるとありがたいんです。

○委員長（杉山武志君）　後日でよろしいですか。

○副委員長（田原義寛君）　はい。

○委員長（杉山武志君）　今資料お持ちでないでしょうから、また、後にですね、資料をお渡しいただけますでしょうか。

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本２案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君）　御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、まず、議案第28号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号美祢市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。落合建設課長。

○建設課長（落合浩志君）　それでは、議案第32号美祢市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について御説明いたします。

このたびの改正は、中堅所得者世帯や子育て世帯の入居を促進するため、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、市内に４団地あります特定公共賃貸住宅について、家賃及び入居者負担額など、所要の改正を行うものであります。

このたびの改正点は３点ございます。

まず、１点目は、家賃の改正であります。

議案書の３ページ目、美祢市特定公共賃貸住宅管理条例新旧対照表の上段にございます別表の第２を御覧ください。

特定公共賃貸住宅の家賃につきましては、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律におきまして、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであることとされております。

このことから、本市としましては、家賃の改正にあたり、市内に４団地あります特定公共賃貸住宅につきまして、令和３年度におきまして、不動産鑑定を実施したところでございます。

その結果に基づきまして、別表第２にお示ししておりますとおり、美東町の白土団地、大嶺町の麦川団地、美東町の三本松団地、秋芳町の秋吉八重団地の家賃を改正するものであります。

続きまして、２点目は、入居者負担額の改正であります。

同じく、３ページの下段から５ページまでの美祢市特定公共賃貸住宅管理条例新旧対照表の別表第３を御覧ください。

まず、先ほど御説明しました、家賃と入居者負担額の違いにつきまして御説明いたします。

家賃の定め方としましては、先ほど御説明しましたとおりでございますが、この家賃の金額につきましては、入居者にお支払いいただく住宅使用料の限度額、すなわち最高額のことでございます。

別表第３の右側にございます改正案における各団地の所得区分の欄で申しますと、入居世帯の月額所得がオの44万5,000円を超え60万1,000円以下、この金額を上回る月額所得のある入居者の方がこの最高額に該当いたします。

この家賃の金額を全ての入居者に適用することは、入居世帯の所得の状況によりましては非常に重い負担となり、入居者の居住の安定を図ることができなくなることから、別表第３の所得区分の欄にありますように、アからオまで５段階の所得区分に分けて、家賃を段階的に減額しております。この減額された金額のことを入居者負担額と申します。

ただいま御説明申し上げましたとおり、家賃と入居者負担額は関連性がありますことから、家賃の改正に合わせまして、入居者負担額につきましても、別表第３のとおり改正するものであります。

最後に、３点目は、子育て世帯への負担の軽減であります。

５ページの美祢市特定公共賃貸住宅管理条例新旧対照表の別表第３の最下段にあります備考を御覧ください。

これは、子育て世帯への負担軽減を目的に、特定公共賃貸住宅に入居されている世帯の中に、簡単に申しますと、高校生までの年齢に相当する子どもがおられる世帯を対象といたしまして、先ほど御説明しました各団地ごと、並びに各所得区分ごとの入居者負担額を子どもの人数によらず、世帯あたり、さらに月額3,000円減額できるように改正するものであります。

なお、この条例は、令和４年４月１日から施行するものであります。

説明は以上でございます。

○委員長（杉山武志君）　説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑

はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君）　御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、議案第32号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号令和４年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君）　議案第13号令和４年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算について御説明をいたします。

歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ32億7,353万5,000円と定めるものであります。令和４年度当初予算では、今後の保険料の県内統一を見据えた適正な財政運営を図るための保険税率の改正、また医療費の抑制、受診率の向上等を目指した保健事業の充実化を踏まえ、予算を編成しております。

それでは初めに、歳出から御説明をいたします。

ただいま送りました議案の404ページ、405ページを御覧ください。

１款総務費・１項総務管理費・１目一般管理費について6,710万5,000円を計上しております。

これは、運営上の経常経費である人件費、事務費等を計上しております。

次に、408ページ、409ページを御覧ください。

２款保険給付費について、１項療養諸費を21億3,107万1,000円、２項高額療養費を３億2,666万1,000円計上しております。

これらは、本年度の見込額と過去３か年の療養給付費伸び率等に基づき算定したものでございます。

次に、410ページ、411ページを御覧ください。

３款国民健康保険事業費納付金について、１項医療費納付金分を４億6,468万8,000円、412ページを御覧いただき、２項後期高齢者支援金等分を１億4,868万3,000円、３項介護納付金分を3,100万8,000円計上しております。

これらは、財政運営の責任主体であります県の算定によるもので、令和４年度における県内の国保の医療給付費等の見込みから事業費納付金の額が提示されたものであります。

次に、４款保健事業費について、被保険者の皆様の健康の保持増進のために必要な各種事業等の経費を計上しております。

１項保健事業費のうち、１目保健衛生普及費では、水中運動教室の経費をはじめ、啓発に関する各種パンフレットの経費等373万8,000円、２目疾病予防費では、脳ドック検診の拡充に加え、市で実施しております、がん検診を関係課と連携実施する経費2,383万9,000円を新たに計上しております。

次に、414ページ、415ページを御覧いただき、２項特定健康診査等事業費では、特定健康診査及び特定保健指導に関する経費3,003万2,000円を計上しております。特定健診を３年以上連続受診された方等に対し商品券を贈呈する事業を新設し、受診率の向上、健康意識の向上を図りたいと考えております。

次に、416ページ、417ページを御覧いただきまして、６款諸支出金について、１項償還金及び還付加算金では、令和３年度普通交付分の精算金等1,289万1,000円を、２項繰出金では、直営診療施設である美東病院への医療機器等の整備に関する助成として275万円を計上しております。

続きまして、歳入について御説明をいたします。

すみません、戻っていただきまして、396ページ、397ページを御覧ください。

初めに、１款国民健康保険税を３億9,402万6,000円計上しております。

これは主に、歳出の３款国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用等に充てるもので、国民健康保険法第76条第１項の規定に基づき、被保険者の属する世帯への賦課徴収するものでございます。

新制度以降、毎年県が提示します、標準保険料率を参考に保険税率等を決定しておりますが、運営協議会による御意見をいただきまして、令和３年度に続き、令和４年度においても改定を実施することとしており、さきの議案第27号国民健康保険税条例の一部改正についてで御説明しました保険税率等により算定をしております。

次に、398ページ、399ページを御覧ください。

３款県支出金・１項県補助金を25億3,035万1,000円計上しております。

普通交付金は、歳出の２款保険給付費にあたる24億5,778万2,000円を、特別交付金は、市の財政状況その他の事情に応じて、財政力の不均衡を調整するために設けられた制度で、県の交付額の推計に基づき7,256万9,000円を計上しております。

次に、５款繰入金・１項一般会計繰入金を２億8,006万円、これは、低所得者に対する保険税軽減相当額の公費負担分である保険基盤安定繰入金をはじめ、職員給与費等を計上しております。

また、400、401ページ、２項基金繰入金を5,600万円計上しております。

次に、402ページ、403ページを御覧ください。

７款諸収入・２項雑入を1,260万4,000円計上しております。保険給付費等の返還金や新たにがん検診等の個人負担金を計上しております。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君）　説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君）　今の説明の中で398ページなんですけれど、これ一般会計繰入金ですけど、これは減免――軽減のところなんですけれど、今コロナ禍で非常に厳しい生活が、特に国保の加入者の方はコロナの影響を受けてるんですけれど、減額が予算となっておりますけど、大丈夫なんでしょうか。

それと――まず、それをお尋ねします。

○委員長（杉山武志君）　福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君）　この減額につきましては、保険税の歳入を含めまして――すみません。繰入金が減ったということでしょうか。

○委員長（杉山武志君）　もう一度質問。

○委員（三好睦子君）　予算の中で、予算――予算ですよね、予算の中では少なくなってるけど、大丈夫かということです。

○委員長（杉山武志君）　前年に比べてということです。福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君）　すみません。ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

保険基盤安定繰入金、これは軽減分に対する公費の負担分、これが県分と市の分

を合わせてここに入りますから、こういったところが大きく減っておると思います。それは、その分が減ったという実情に合わせてというのが、計算に沿って減ったものでございます。

あとは、職員給与費等につきましては、人事異動であるとか、そういったものに対してで、減額になっておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君）　そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君）　今回の予算ですけれど、保険料が下げられたと、基金を使って下げられたということは一定の評価はできますけれど、私たちが求めてる子どもの医療費、医療費じゃない——子どもの保険料なんですけど、今回は未就学児が半額になっておりますけれど、私たちは、子ども18歳までは、子どもの保険料は徴収しないようにっていうことを訴えております。それには、この中にはありませんので——ありません。

また、下げられたことで、僅かですが、基金が７億5,000万円ぐらいあるんですけど、今回使われた基金は6,500万円なんですけれど、今回、本当にコロナとかいろんなことで、農業にしても生産者米価の低迷とかいうので、この加入者世帯は厳しい状況に置かれてます。それで、この保険料、国保の会計の中で、その人たちが本当に国保で払って、同じように命と健康が守れるかどうかということも考えるんですが、そういう点から見たときには、一定の評価はありますけれど、この予算については反対いたします。

○委員長（杉山武志君）　反対意見ということですね。そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君）　御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、議案第13号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉山武志君）　挙手多数であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号令和４年度美祢市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君）　それでは、議案第15号令和４年度美祢市介護保険事業特別会計予算について御説明いたします。

予算書の27ページになります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億1,350万8,000円と定めるものでございます。

令和４年度、予算編成にあたりまして、前年度予算との比較において、大きく変更しているところを申し上げたいと思います。

まず、介護給付費の関係ですけれども、昨年度策定した第８期介護保険事業計画に基づく事業費推計に加えまして、直近２か年の給付実績等を加味し、積算をしておるところでございます。

それでは、歳出の主な内容について御説明いたします。

予算書の464、465ページをお開きいただければと思います。

まず、１款総務費・１項総務管理費・１目一般管理費におきまして241万1,000円減の5,747万7,000円としておりますけれども、この要因の主なものとしましては、令和３年度における制度改正に伴う電算システム変更経費の減によるものとなっております。

また、468ページ、469ページを御覧いただければと思います。

４項推進委員会費におきましては、令和６年度からの第９期介護保険事業計画策定に向けました準備作業といたしまして、在宅介護実態調査及び日常生活圏域ニーズ調査の実施、また、その結果分析業務を令和４年度、令和５年度の２か年で実施することとなっており、202万9,000円増の225万6,000円としております。

なお、令和５年度分の事業費といたしましては、債務負担行為限度238万7,000円を設定しておるところでございます。

次に、２款保険給付費につきましては、468ページから487ページにかけて掲載しておりますけれども、先ほど申したとおり、第８期事業計画における施設居住系サ

ービス、また居宅サービスの事業量の見込み、それに加え、直近２か年の給付実績の動向を算定要因として加えまして、給付費の見込みにより予算を計上しております。

まず、要介護認定者を対象といたしました給付費１項介護サービス等諸費につきましては、474ページを御覧いただければと思います。

これの中段になろうかと思いますが、対前年度比3,359万1,000円増の28億9,800万4,000円を計上しております。

また、要支援認定者を対象とした給付費２項介護予防サービス等諸費につきましては、480ページの上段になります。対前年度比859万5,000円増の8,146万6,000円を計上しております。

その他の給付費と合わせますと、保険給付費全体として、対前年度比2,431万7,000円増の31億7,528万9,000円を計上しておるところでございます。

次に、486ページ、487ページを御覧いただければと思います。

３款地域支援事業費につきまして、地域支援事業費につきましても、保険給付費と同様に、事業計画における事業量の見込みを基に予算を計上しております。

１項介護予防生活支援サービス事業費につきましては、総合事業に係る事業経費となりますけれども、サービス事業経費とケアマネジメント事業費を合わせて35万1,000円増の6,986万4,000円を計上しております。

次に、488ページ、２項一般介護予防事業費につきましては、対前年度比17万7,000円増の633万6,000円としておるところでございます。

次に、496ページ、こちらには地域包括支援センター運営に要する経費、また、在宅医療介護連携事業、さらには認知症総合支援事業などの３項包括的支援事業任意事業費につきましては、対前年度比1,078万8,000円減の7,422万円を計上しております。

この大きな減少の要因といたしましては、令和３年度当初予算編成時の段階では、包括支援センターに配置する職員の数に対し、令和４年度の当初予算での職員の配置数に１の減がありますので、ここが大きな要因となっております。

続いて、歳入になりますけれども、歳出で、これまで御説明いたしました保険給付費、また地域支援事業費に対し、国県支払い基金、保険料等のそれぞれの負担割合に基づきまして、各費目で計上しているところでございます。

説明につきましては以上となります。

○委員長（杉山武志君）　説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君）　質疑なしと認めます。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君）　御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、議案第15号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号令和４年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君）　議案第16号令和４年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算について御説明をいたします。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５億4,078万9,000円と定めるものであります。

初めに、令和４年度における制度の変更点等２点について御説明いたします。

１点目は、保険料の改定でございます。

後期高齢者医療制度の保険料は２年ごとに見直しが行われ、令和４年度が改定年度となります。

算定につきましては、医療給付費の増加を見据え保険料の著しい増加を抑制するため、剰余金の活用や財政安定化基金の活用を検討される等、軽減対策を踏まえたものとなっております。

２点目は、窓口負担割合の見直しでございます。

医療費の窓口負担割合について、現役並み所得のある方、これは３割負担の方ですけど、この方を除き、一定以上の所得のある方の窓口負担を１割から２割に見直すものであります。

これは、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正する法律が公布され、窓口負担割合に関する改正等について、令和４年10月１日から施行される予定であります。これらを踏まえ、令和４年度の予算を編成しております。

では、歳出について主な御説明をいたします。

516ページを御覧ください――516、517ページを御覧ください。

１款総務費・１項総務管理費・１目一般管理費において808万6,000円を計上しております。

これは、職員手当、一般管理経費を計上しておりますが、増加の主な要因は、さきに御説明しました、年度途中で窓口負担割合の見直しを予定しておりますことから、被保険者証の配布については、見直しの前後で２回配布する再交付をする形が必要となりますので、そのための郵送料の増加によるものでございます。

次に、２款・１項・１目ともに後期高齢者医療広域連合納付金において５億2,928万円を計上しております。

これは、広域連合に納付する負担金で、事務費等の負担金、保険料軽減措置に対する公費負担分である保険基盤安定負担金、保険料等で構成をされており、増加の主な要因は、システムの更新の費用を保険料の――失礼いたしました。システムの更新の費用や保険料の改定等を踏まえ、賦課徴収見込額の増加によるものでございます。

続きまして、歳入について御説明をいたします。

戻っていただきまして、512ページ、513ページを御覧ください。

１款・１項ともに、後期高齢者医療保険料について３億8,156万7,000円を計上しております。

これは、さきに御説明しました保険料の改定を踏まえ、広域連合により算定された額となっております。

最後に、３款繰入金・１項一般会計繰入金１億5,695万5,000円を計上しております。

増加の主な要因は、歳出で御説明いたしました事務費負担金のシステム更新によるもの、また、保険料の均等割軽減措置の公費負担分である保険基盤安定負担金の額が増加することを見込んだものでございます。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君）　説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君）　料の値上げがされることなんですが、２年に一度なんですけど、基準保険料というのがあると思うんですけど、幾らだったのが幾らになったんでしょうか。

○委員長（杉山武志君）　福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君）　ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

これは、令和４年の２月８日付で広域連合が――失礼いたしました。２月14日付けで広域連合の議会定例会で決定いたしまして、ホームページに掲載されておる令和４年度、令和５年度のものでございますが、所得割率が10.34％、現在の10.48％から0.14ポイントの減でございます。

均等割額は５万3,417円、現在の５万3,847円から430円の減、こういうふうにホームページのほうへ掲載をされております。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君）　そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君）　この予算に反対いたします。

２つの理由があるんですけれど、保険料の値上げ、それと窓口負担が２割の人――１割が２割になることなどで、高齢者に負担がかかるので反対いたします。訂正します。窓口負担が１割から２割になったので反対いたします。

また、この高齢者の後期高齢者の制度の性格なんですけれど、この制度に反対っておかしいと言われますけど、実際の高齢者の方が国保から切り離されて、高齢者に負担がかかっているので反対いたします。

○委員長（杉山武志君）　そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君）　御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、議案第16号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〇委員長（杉山武志君）　挙手多数であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

ここで、12時まで休憩を挟みたいと思います。

午前11時51分休憩

午前11時59分再開

〇委員長（杉山武志君）　休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、請願第１号天井山風力発電事業（仮称）計画に関する請願を議題といたします。

それでは、紹介者の田原議員から趣旨を説明をお願いいたします。

〇副委員長（田原義寛君）　それでは、請願書をお手元に皆さん見られておられますでしょうか。

請願書を受理された年月日は令和４年２月21日なんですが、請願の件名は「天井山風力発電事業（仮称）計画に関する請願書」になります。

もう１枚めくっていただいて、請願代表者が坂水地区の山本勝彦氏になります。

以下、坂水地区、半田地区及び焼の河内地区の区長さんも共同の請願者となっております。

紹介議員なんですが、あいうえお順に、杉山議員、私田原、猶野議員、それから山中議員になります。

請願の趣旨なんですが、現在天井山風力発電事業（仮称）が、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社により、美祢市、長門市の市有林、嘉万地区の私有林で計画されています。

計画されている天井山風力発電開発場所は、厚東川最上流部の秋芳町嘉万地域に位置し、この山からの湧水は嘉万、青景、別府地区の上水道として飲料水、生活用水に、また農業用水としての役割を担い、この地域にはなくてはならない水源となっています。

また、宇部市や山陽小野田市への工業用水としても重要であり、今回計画されて

いる事業により、水流の変化、水量の減少、水質汚染などの懸念材料が多々あります。

つきましては、美祢市議会において特別委員会を設置し、上記の天井山風力発電事業について調査・研究し、御審議いただきますようお願い申し上げありますということで、それが請願の趣旨であります。

２番目、請願の具体的な項目――具体的な調査事項なんですが９つありまして、まず第一に、地下水への影響はないのか、水源の確保は保障されるのか、ここは一番大きなところです。

それから、２番目に、別府弁天池・半田弁天・焼の河内等、水を汲みに来る人も多い名水と言われている湧水の汚染の懸念について調査してほしい。

それから３番目、工事に伴う土壌汚染による農業被害について。

４番目が、騒音低周波等による健康被害について。

５番目が、秋吉台からの景観について。

そして６番目が、希少動植物等、生態系への影響について。

さらに７番目が、計画地は水源涵養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林が広範囲に分布しています。このような地域での風力発電事業が可能なのか。

８番目が、風力発電機への落雷による火災、それに伴う山林火災が発生した場合の対処方法や、風力発電のプロペラ落下の際の事故対応について。

そして９番目に、その他諸問題についてについて調べてほしいということで。

以上について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

〇委員長（杉山武志君）　本請願に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇委員長（杉山武志君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本請願に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇委員長（杉山武志君）　御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより請願第１号を採決いたします。本請願について採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇委員長（杉山武志君）　全員異議なしと認めます。よって、請願第１号は採択す

ることに決しました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました市長議案14件、及び請願１件につきましての審査を終了いたしました。

そのほか、委員の皆様――皆さんから所管事項につきまして何かございましたら、御発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君）　よろしいですか。ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。長時間にわたり御審査、御協力誠にありがとうございました。お疲れさまでございます。

午後０時04分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和４年３月11日

教育民生委員長